埼玉地方労働審議会の開催に関する公示

埼玉地方労働審議会公示第 41 号

埼玉地方労働審議会運営規程第２条第１項に基づき、令和８年度第１回埼玉地方労働審議会を下記により開催する。

令和８年 11 月 10 日

埼玉労働局長

記

１　開催日時　　令和８年 11 月 20 日（金）14 時 00 分～16 時 00 分
２　開催場所　　ホテルブリランテ武蔵野　２階エメラルドＣ
（さいたま市中央区新都心 2-2）
３　議題
(1)埼玉地方労働審議会部会委員の指名について
(2)埼玉労働局労働行政の運営状況について
(3)その他
４　傍聴人の募集
(1)募集人員　　５人
(2)応募要領
・　傍聴を希望される方は各人ごとに、①傍聴を希望される審議会の開催日、②住所、③氏名、④電話番号（連絡先）をご記入の上、はがき又は電子メールにて下記までお申し込みください。
申し込み締切日は令和８年 11 月 16 日（月）（**必着**）です。

はがきの場合　〒330-6016
さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16 階
埼玉労働局 雇用環境・均等部企画課　埼玉地方労働審議会事務局
電子メールの場合　11roudou@mhlw.go.jp
※電子メールでのお申し込みの際は表題に「埼玉地方労働審議会傍聴希望」と記載してください。

・　会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。傍聴者の方には、はがき、電話又は電子メールのいずれかによりご連絡いたします。
・　当日は、審議会開始 10 分前までに受付へお越しください。審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
・　会場で応募者本人であることを確認させていただきます。運転免許証、健康保険証等、本人確認ができるものをお持ちください。
傍聴の通知がはがきで行われている場合は、通知はがきもご持参ください。
(3)その他
・　傍聴される場合は、遵守事項を厳守してください。
・　車椅子をご利用の方は、その旨をお申し込みの際に書き添えてください。
なお、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名もお書き添えください。

担当：埼玉労働局 雇用環境・均等部企画課
℡　048(600)6210

審議会傍聴に当たっての遵守事項

1　みだりに自席を離れないようにしてください。

2　事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

3　傍聴中は、携帯電話、スマートフォン等通信機器の電源は必ず切ってください。

4　会場内では、写真撮影及びビデオカメラ、テープレコーダー等を使用することはできません。

5　審議中の私語､発言又は拍手その他審議の進行を妨害する行為は禁止します。

6　傍聴中は、飲食、飲酒及び喫煙はできません。

7　プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは持ち込めません。

8　ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内での着用を禁止します。

9　銃刃類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められている方の傍聴はお断りいたします。

10　その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させ、あるいは今後の傍聴を断ることがあります。

埼玉地方労働審議会